



△道路行政に關係ある法律、命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることとは凡て本欄に於て紹介す

△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

●法令日記

編輯子の机上記中より法律、勅令、内務省

令等を登載す

十二月一日

一 内務省告示第四百二十一號 國道二十九號路線ノ一部ヲ變

更シ大正九年四月内務省告示第二十八號中二十九號路

線經過地「四號路線(宇都宮市材木町ニ於テ分岐)」ト

アルヲ「四號路線(宇都宮市池上町ニ於テ分岐)」ニ改

十二月十一日

一 内務省令第四十九號 昭和五年一月内務省令第二號橫濱都

市計畫事業道路受益者負擔規程中改正

十二月十六日

一 内務省告示第四百四十號 國道三十一號路線中其ノ一部ヲ

變更シ大正九年四月内務省告示第二十八號三十一號路

線經過地中「橫濱市七軒町ニ於テ分岐」トアルヲ「橫

濱市中區櫻木町七丁目ニ於テ分岐」ニ改ム

一 内務省告示第四百四十一號 國道三十六號路線中其ノ一部

ヲ變更シ大正九年四月内務省告示第二十八號三十六號

路線經過地中「橫濱市本町ニ於テ分岐」トアルヲ「橫

濱市中區櫻木町一丁目ニ於テ分岐」ニ改ム

民事判例

(損害金請求事件、大審院昭八(オ))

第八一八號昭八、一〇、七言渡)

○1 郡制廢止後に於ける舊郡道の府縣道又は町村道等に認

定せられざるものに對する道路法の適用

○2 郡制廢止後に於ける舊郡道の管理者

(事實)

鳥取縣下某村内に於て大正九年郡道に認定したる道路(敷地は

地元村所有の儘道路の用に供すを、郡制廢止の際府縣道及町村道の執れにも認定せずして經過せるものありたる處、昭和六年七月に至り競落により其の敷地が一人の所有に歸し、新所有者より地元村に對し之が引渡請求を爲すに至り、當該村長は同年十二月之を町村道に認定したる處、新所有者は之を不法とし損害賠償を訴求せるものなり。

〔判旨〕

- 1 郡制廢止後と雖も其の道路としての公用を廢止せられざる限仍道路法第一條に所謂道路たるに妨なく、從て同法第六條に依り其の所有者と雖も該道路の使用収益を爲すを得ざるものなること勿論なりとす、然らば被上告人（地元村長）に於て上告人（競落による新所有者）に對し本件土地の使用収益を許容せざりしとするも爲に不法行爲を以て目すべきに非ず。
- 2 郡制廢止後に於ける舊郡道の管理者は當然町村長なりと解すべきに非ず、後日町村道として認定ある迄は管理者未定の狀態に在るものと解すべし。

質 疑 應 答

問 特定の電氣事業者に對し電力を供給する事業は、從來は自家用電氣工作物施設規則に依つて規律せられ、是に對

しては土地收用法の適用を認められざりし處、昭和六年四月電氣事業法の改正により、右事業も電氣事業として電氣事業法の適用を受くることゝ爲りたる結果、今後は一般電燈電力供給事業と同様土地收用法の適用を受くることを得るものと解し可然や。（土木研究生）

答 土地收用法に依り土地を收用又は使用することを得る事業は、公共の利益と爲るべき事業なること及土地收用法第二條列擧の一に該當する事業なることを必要とする。特定の電氣事業者に對し電力を供給することを目的とする事業は、電氣裝置に關する事業たることに於ては疑なきも、第一要件たる公共の利益となるべき事業と認め得ざるを以て土地收用法の適用を受くることを得ざるものである。

電氣事業法の改正により從來自家用電氣工作物施設規則に依り規律せられたるものが新に電氣事業法の適用を受くることゝ爲れるも、夫は唯電氣を供給する事業に對する取締上の問題であつて、土地收用法の適用如何とは無關係の問題である。（藤村藤治）